

法教育研究会第16回会議議事録

日 時 平成16年10月18日(月)
午後4時～午後5時30分
場 所 法務省第一会議室

午後4時 開会

土井座長 それでは、お見えになっておられない委員もおられるようですが、所定の時刻になりましたので、法教育研究会の第16回会議を開会させていただきます。

まず最初に、本日の配付資料について、事務局から説明をしていただきます。それではお願いします。

大場参事官 今日で第16回ということになりましたが、よろしく願います。

配付資料1は、法教育研究会の報告書の(案)でございます。資料2が「あかれんが」、これは法務省の広報紙でございます、法教育について触れてあります。資料3が法教育シンポジウム・チラシ、資料4が第14回会議の議事録でございます。

この資料1の報告書(案)でございますが、目次を御覧になってください。報告書本編、報告書本編の別添資料、教材、報告書全体の参考資料の4部から構成されております。

報告書の本編につきましては、これまで研究会の議論の内容を中心に、土井座長におまとめいただいたものでございます

報告書本編の別添の資料は、裁判所、法務省、弁護士会、司法書士会による法教育の取り組みに関するもの。

教材は、ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法の4教材になります。

全体の参考資料は、研究会の名簿、教材作成部会の名簿、これまでの審議経過、昨年末に研究会で取りまとめたいただいた論点整理の4点でございます。

資料2は「あかれんが」、法務省広報紙でございます。この広報紙は、3か月に1回、法務省が発行しているもので、法務省の行政の内容、あるいは皆さんに知っていただいた方がよろしいような情報をいろいろ盛りだくさん入れておるものでありまして、全国の地方自治体などにもお配りしているものです。お手元の最新号では、ちょうどページを開いていただきますと、左側に法教育の特集が組まれております。銀座中学校で行われました模擬授業の様子も写真で紹介されておりますので、お配りいたします。

資料3は法教育シンポジウムのチラシでございます。第14回のこの会議におきまして、11月21日に法教育のシンポジウムの開催をお知らせしたところでございま

す。そのチラシができ上がりました。このチラシの裏側にプログラムの詳細を載せておりますけれども、ここの第2部の1の報告におきましては、本研究会の永野委員にも御出席いただくことになっていきますし、教材作成部会の吉田先生にも御出席いただくことになっております。第2部の2のパネルディスカッションのところでは、安藤委員、大杉委員、土井座長、教材作成部会の後藤弁護士にも御登場いただくことになっております。委員の皆様方には、今月下旬にも御招待状をお送りさせていただきますので、御多用中恐縮でございますが、どうか御列席いただけるようお願い申し上げます。

資料4は第14回の法教育研究会の議事録になります。

以上が、配付資料の説明でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は研究会の報告書(案)の検討を行いたいと思います。

まず、報告書のタイトルですけれども、報告書全体の内容を踏まえまして、私の方で「我が国における法教育の普及・発展を目指して 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」と仮につけさせていただきました。

それでは、報告書の内容につきまして、私の方からまず最初に簡単に御説明を申し上げます。

まず、報告書の本編でございますが、本編につきましては前回概要について御了承いただきましたので、これまでの研究会の検討を中心として、それぞれの項目に肉付けをして文章化をいたしました。

各項目を文章化し、さらに内容を充実するに当たりましては、各委員の皆様から多大な御協力をいただきました。誠にありがとうございます。

本編の構成でございますが、本編は全体として3部構成になっております。目次を見ていただければ分かると思いますが、まず冒頭の第1で、法教育の意義や必要性について論じ、第2で我が国や諸外国の法教育の現状について分析しております。そして、第3で、我が国において実施するべき法教育の姿や、法教育を普及していく上での今後の課題等について論じるという形になっております。

それで、この構成に従いまして順次各項目の概略を御説明させていただきたいと思っております。

まず最初に、2ページを開いていただきたいのですが、2ページから第1「法教育の意義」というものが始まっております。その1におきまして、法教育とは何かということで、法教育の概念がアメリカのLaw-Related Educationという概念に由来すること、そして法教育の特色が法律専門家ではない一般の人々を対象にしていること、その内容については思考型、社会参加型といった点に特色があること等を論じております。基本的に、本研究会において用いる「法教育」という言葉がこの理解に従っているということを確認しております。

続きまして、第1の2は、法教育の必要性について、司法制度改革と教育改革の両方の文脈から論じております。司法制度改革のコンテキスト（文脈）につきましては、3ページの方の大体2段落目について中心的にまとめております。内容的には、司法制度改革というものを実りあるものとするためには、国民一人ひとりが自らの権利と責任を自覚して、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識しないといけない。その上で、法律専門家の助力を得ながら、各自が紛争に巻き込まれないような必要な備えを行うとともに、仮に紛争に巻き込まれた場合は、法やルールにのっとった適正な解決を図るという心がけが必要であろう。そして、それと同時に、自らそういう司法の手續に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要があるのだという取りまとめにしております。そしてこういう司法制度改革の流れから出てくる法及び司法に関する学習機会の充実というのは、決して司法制度改革だけではなくて、近年の教育改革の内容とも沿うものであるということを確認するという形で、論述が進んでおります。

4ページから始まります、第2「法教育の現状と課題」という点でございますが、この部分につきましては、まず諸外国の法教育について、研究会で行いましたヒアリングや、江口委員・鈴木委員による北欧の現地調査の内容を中心にまとめてございます。やはり法教育につきましては、第1の1で申し上げましたように、アメリカの影響というものもございますので、アメリカについて一定の紙幅を割き、7ページ以降でフランス、スウェーデン、フィンランドの状況についてまとめてございます。

これらの叙述をもとにして、9ページから我が国の法教育の現状について、現在学校教育で取り組まれているもの、あるいは法律家等において行っているものに分けて、研究会でのヒアリング結果等を整理しながら叙述してございます。そして11ページからは、それらのヒアリングを受けて、この研究会で各委員からお出しいた

きました意見を課題として取りまとめてございます。

こうしたいわば現状分析を受けまして、研究会で、あるべき法教育の姿について議論を行ってきたわけですが、この内容をまとめておりますのが12ページ以降、第3「法教育が目指すもの」という点になります。既に第1におきまして、なぜ法教育が今、必要かということについて説明がございまして、その必要性からおのずと導かれるであろう内容について整理をしております。

具体的には、13ページから始まる「(2) 法教育で取り扱うべき主たる内容」という項目の中のアからエとして掲げてございます。

アは、法は共生のための相互尊重のルールであるということ。そして国民の生活をより豊かにするものであるということを実感を持って認識させるために、ルールをどのようにしてつくるのか、ルールに基づいてどのようにして紛争を解決していくかについて、主体的に学習させること。

イは、個人と個人の間を規律する私法の分野につきまして、学習機会の充実を図っていく必要があるだろう。その際には、日常生活に身近な問題を題材にして、工夫をし、契約自由の原則あるいは私的自治の原則、私法の基本的な考え方について理解させて、それと同時に企業活動、消費者保護などの経済活動に関して、法が深くかかわっていることを認識させるということになっております。

ウは、一人ひとりの人間がかけがいのない存在として相互に尊重されるべきこと。それから自律的、かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参画していく必要性を認識させるのだという前提のもとに、そのような資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳等の憲法及び法の基礎にある基本的な価値や、国と個人との関係の基本的な在り方について、より一層理解を深めさせるということを挙げております。

エは司法ですが、司法につきまして、法に基づいて侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、司法というのは法秩序の維持・形成を図るものだという認識をさせると同時に、その手続が当事者を対等な位置に置き公正な第三者が適正な手続を経て、公正なルールに基づいて判断を行うものなのだという認識を持って学ばせる必要があるという、この四つを法教育の重要な主たる内容だというふうにとらえております。

次のページからは、法教育の実践についての検討を取りまとめていくということになっておりますが、まず最初に子どもの成長に応じた法教育の実践が重要であるとい

う研究会の指摘を受けまして、子どもの発達段階について御専門の先生からヒアリングを行い、小学校から高等学校の法教育の在り方について、小学校、高等学校で実際に教鞭をとっておられる先生からのヒアリングを行いましたので、これを中心に取りまとめております。

中でも中学校につきましては、研究会の全体を通じてさまざまな場面で御意見が出されておりましたし、教材につきましても中学3年生を対象に作成しておりますので、その行うべき内容について中心に取りまとめております。

今、申し上げましたように、中学3年生を対象とする教材を四つ作成するという事になったわけですが、なぜ今回の研究会においてこの四つの教材を作成するという事になったかという点につきまして、先ほど申し上げました法教育の主たる内容であるアからエの項目に関連付けながら、説明をしてございます。そして、四つの教材の相互の関連性や学習指導要領上の位置付けについて取りまとめてございます。この部分につきましては、大杉委員に大変御尽力をいただいたところでございます。

更に19ページ以降につきましては、その四つの教材につきまして、それぞれのねらいについてその趣旨をまとめてございます。教材の特色につきましては、教材作成部会の先生方がおつくりになられました各教材の冒頭部分を中心に取りまとめさせていただきます。その後、模擬授業を実施した際に授業を御担当いただいた先生を通じて、授業に参加していただいた生徒の皆さんからの感想をいただきましたので、21ページ以降に一部を御紹介させていただきます。

23ページから以降につきましては、今まで取りまとめてきましたような法教育の内容を普及させていく上で、今後どのような課題があるかという点について論じております。これは、第14回の会合で議論いたしました「法教育を普及させるための取り組み」ということで、各委員からお出しいただいた御意見を中心に取りまとめております。

(1)では法教育の重要性を今後周知していく必要性について論じ、(2)では学校の教員の先生方が法教育の担い手であるということを明らかにしつつ、法曹を含めて他の関係者の支援の重要性を論じております。具体的には、24ページの で法律実務家について、それから28ページにおきまして で法学研究者、29ページの で教育研究者という形で、それぞれ果たすべき役割、期待される役割について説明しております。(3)におきましては、学校教育における法教育と家庭、地域社会、職場との連

携について論じてございます。におきまして、家庭との連携について論じておりますが、ここの部分につきましては安藤委員、山根委員等の御意見を中心に、研究会全体を通じて出ました議論をまとめております。の地域社会との連携につきましては、荻原委員、山根委員の御意見を初め、この会合で出た御意見をまとめてございます。

の職場との連携という部分につきましては、会合の場で唐津委員からいただきました御意見を中心にするとともに、更に唐津委員には御加筆をいただいております。

32ページの(4)では、法教育の普及を更に促進していくために、法務省、文部科学省それぞれに期待される役割を中心に論じております。

最後33ページに、「おわりに」という項におきまして、この報告書や研究会で作成した教材というのは非常に重要な教材なのだけれども、やはりあくまで一例であって、他の取組みなどを否定するものではないし、また様々な取組みがこれを契機にして行われていくことが必要だということを書き添えております。これは研究会におきまして、繰り返し唐津委員から御意見をいただいた点でございますし、教育の在り方という点を考える上でも非常に重要な点だと思いましたので、書き加えております。

以上、概要だけの御説明になりましたが、この報告書の本編の内容につきまして御意見を賜ればと思います。どなたからでも結構ですので、御意見・御感想をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

本研究会の会合の場では、非常に御自由に様々な意見をおっしゃってきていただいたものですから、それをできるだけ反映させたいという形で取り込んでおるのですが、その各委員の趣旨を必ずしも反映し切れているかどうか、私の取り間違い等々があっ
てはいけませんので、何か御意見等があればおっしゃっていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、基本的に御了承いただいたということにさせていただきたいと思うのですが、ただ内容的にまだ若干形式的な面でも誤り等が残っていないかどうかということを確認する必要がございますので、最終的に、内容、表現、誤字、脱字を含めまして、不適切な部分がないかを確認して確定させていただくことにいたしたいと思
います。この部分につきましては、私の方に御一任いただくということによろしゅう
ございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、報告書本編につきましては、そのような形にさせていただきたいと思えます。

次に教材の部分について御説明をさせていただきたいと思えます。41ページ以降、ちょっとページが若干重複があるのですが、41ページ以降を御覧ください。

この教材の部分につきましては、教材作成部会の先生方の方から、研究会におきまして内容を既に御説明いただき、また委員の皆様にも模擬授業を御覧いただくなどして、内容については大体のところ御理解をいただいております。

模擬授業の結果などを踏まえた内容の修正につきましては、前回の研究会で私に御一任いただきましたので、私の方で施しました主な修正点について若干御報告を申し上げます。

まず最初の修正点は、ルールづくりの教材に関する点でございます。ルールづくりの教材のうち、マンションのルールに関する教材でございます。ページでいきますと59ページ以降になります。この教材につきましては、マンションにおけるペットの飼育をめぐる紛争を題材として、その内容のうち盲導犬をその一素材として取り入れてございました。ただこの点につきましては、平成14年に既に身体障害者補助犬法という法律が成立しておりまして、第11条で「住宅を管理する者（国等は除く）は、その管理する住居に居住する身体障害者が、当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない」という規定が置かれているという点について委員の方から御指摘を受けました。確認のところ、そのとおりだということでありました。その結果、盲導犬につきましては、自由にルールづくりの段階で議論の対象となるというよりは、既に法律のレベルで一定の方向性が示されているということで、これを教材の中に残すのはいかなものかということになりましたので、盲導犬については素材から外す形でマンションの教材を完成させることといたしました。

次に司法の教材の部分でございますが、ページにしますと105ページ以降になるかと思えます。司法の教材につきましては、10月4日に実施していただきました模擬授業の結果を受けまして、105ページ以降の3時間目の部分について、もとは交通事故だったのですが、交通事故という過失の事例で刑事責任を分からせるということにつきましては、やはり中学生には難しいのではないかという御意見がございました。これを受けまして、中学生にもある程度分かりやすいという意味で、典型的な

故意犯の事例をもとに作成いたしました。それから、この中で取り扱われる重要な事項としまして、刑事裁判の重要な原則を取り上げておるのですが、もともとは被告人の黙秘権、あるいは弁護人の選任権のみを取り上げておりましたが、そのほかにも適正手続の保障ですとか、弁解の聴取、証拠裁判主義といったような面もございますので、それらの制度についても補充するのが望ましいということで書き加えてございます。

その他、表現上、表現ぶりとか細かな点についても若干の修正がございますが、主だった修正点は以上の点でございます。この点につきまして、御意見・御感想等をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、御意見等があれば御発言ください。よろしゅうございますでしょうか。

教材を使って模擬授業をなさっていただいた先生方に非常に御苦労いただきました。実際に書いてみるのとやってみるのは非常に違う面もございますし、やっていただいた結果をまた短時間で反映していただくという、非常に御尽力をいただいて、大変ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。もしよければ、教材を実際に作成していただいた永野委員、あるいは館委員の方で何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、この教材につきましても、最終的な内容、表現ぶり等について誤りあるいは不適切な部分がないかを確認して、最終的な確定をさせていただきたいと思えます。これにつきましても、報告書本体と同様、私の方に御一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、申し上げましたように報告書、教材ともに内容等について最終的な確認をした上で完成させたものを、私から近日中に法務省の方に提出させていただきたいと思えます。最終案の確定までは、およそ1週間程度の間で完成をさせたいというふうに思っておりますので、何かお気づきの点等があれば、その間におっしゃっていただければと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、これまで本日を含めまして16回にわたって法教育に関する様々な論点について議論をしてまいりました。今回御了解をいただきました報告書を公表する、我々の議論の成果をこの報告書として公表するというので、私たちの任務が終わる

ということになります。

今しがた報告書につきましても御一任をいただきましたので、研究会としましては本日が最終回ということになります。去年になりますが、第1回の冒頭におきまして、各委員からそれぞれ研究会に臨んで、法教育に関する抱負を語っていただいたと記憶しておりますが、本日は最終回ということもございますので、この1年余りの検討を通じての御感想、あるいは今後の法教育の発展に向けての御期待等につきまして、御意見あるいは御感想等をいただければと思います。では、各委員から御発言をいただければと思います。まず、安藤委員の方からお願いいただけますでしょうか。

安藤委員 「皆様本当にありがとうございました」私もこういう形で参加させていただいて、自分がどこまでお役に立ったか分かりませんが先だっの授業参観などをいたしまして、こういう立派な趣旨のもとにいろいろなものをつくっても、現場の先生方が最終的にどういうふうにとまとめていくか、先生方の力によって結果が変わってくるのではないかと思います。ここでこのことを言っているのかどうかちょっと分かりませんが、前回の授業の最後に、先生がまとめでおっしゃった一言、「結局、法律というのは常識的なことなのだよ」というようなことだったと記憶しているのですが、弁護士の先生方が小さいグループに分けてきめの細かい授業をなさっても、まとめの一言でちょっと趣旨が変わってしまうのではないかなと感じました。ですから、これから先、やはり実際に生徒と向き合うのは先生方なので、いろいろな教材ができ上がった後で、先生方がどのようにそれを使って子どもたちに教育をしていくかということが一番大事なことなのではないかなと感じています。

あと、この「あかれんが」ですけれど、これは一般の方のお手元に行くわけですよ。私の客観的な意見ですけれども、これですと一般的な方が興味を引くようなつくりになっていないような気がします。できましたらば小・中学生や主婦の方も、「あ、興味があるな」と思って手にとるようなものをおつくりいただければ、よりこういうものが身近になっていくのではないのでしょうか。やはり法律とかというのは、私も含めて一般人には、高い壁がありますので、その壁をより低くしていくということが、浸透させていく一つの手段ではないかなと思います。

土井座長 どうもありがとうございます。

大場参事官 ありがとうございます。「あかれんが」についてですが、法務省といたしましては、広報活動に非常に力を入れているつもりでございまして、その一環として、こういったものを出しております。いろいろな御意見はあると思います。法務省の中にいますと比較的分かりやすくつくっているのではないかなとは思っているのですが、やはりいろいろな見方というのもできるわけで、広報につきましては、これを含めていろいろ工夫していきたいなと思っています。ありがとうございます。

土井座長 どうもありがとうございます。「あかれんが」をどうするかという問題は我々の検討課題ではございませんが、法教育自体をどう広めていくかという意味において、様々な広報活動があり得るところですので、それについては比較的分かりやすいように、特に学校の先生方、あるいは子どもたちを直接に対象にするものですから、そういう形で広めていくということが必要ではないかと思っています。ありがとうございました。

続きまして、江口委員の方からお願いできますでしょうか。

江口委員 土井先生が座長になられて、この研究会は本当にたった1年でしたが、これだけのことができたという実感があります。私も幾つか委員会などに出ていますけれども、想像以上の成果物だったと思っています。これはお世辞でも自画自賛でもありません。今、安藤委員が言われたのと少し似ていまして、これは一つの参考事例ですが、今、求められている教育の基本的な事例だと思っています。そこでは法や司法についてのベーシックな考え方が教育の視点から語られています。今後は、それを広めていくことや、教育現場の中で法律家と教師が連携して、新しい事例を考えていくことが大切で、研究会の成果は、その時、役に立つと思っています。法務省も教育機能を発揮し、ここに一つの子どもたちへのメッセージがあると思って伝えてもらうことを願っています。あるいは時代の中で、望外の成果が結果としては生まれてくるのではないかと思っています。

土井座長 どうもありがとうございました。

では、大杉委員の方からお願いいたします。

大杉委員 学校では、やはり授業が中心です。その意味では、この報告書に指導計画書が掲載されるということは非常によかったことではないかと思います。指導計画が法教育の必要性や理念だけではなくて実践可能なものであるし、この指導計画を見れば、どの学校でも、いつでも誰でも再現可能なものとして示されているということは、非常によかったと思います。その意味では、教材作成グループの先生方には本当に努力していただいて、大きな成果が出たと思います。特に指導計画は、先生の問いかけと資料に基づいて構成されていますので、かなりいろんな学校の先生方が見られて、非常に興味をもって授業をしていただけるのではないかと思います。

5年後、裁判員制度が導入されると、今の中学校3年生は、理論上裁判員になる可能性がありますので、今後学校教育の中でも十分この法教育の考え方を学ぶという意味では、これは第一歩であるというふうに考えて、更なる教材や授業の改善を是非全国の先生方に考えていただきたいと思っています。本当に1年間大変な労作が出たなというふうに感じております。どうもありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、荻原委員。

荻原委員 本当に、これだけのものがまとまって、私は感動しました。特に法教育が目指すものというものが実現できたら、日本は本当に素晴らしい国になるだろうなと思ひまして、多分こういったものでまとめたのはこれが一番最初になると思いますけれども、どんどんこれが、枝葉が広がって、実がなるといいなと思ひました。

この研究会を通じて、私自身も、日本に欠けていたものとか考えなければいけないものというものを考えるチャンスができましたので、本当にいい勉強をさせていただきました。そういう目で、法教育の先進国というか、先に進めていた国かもしれませんが、最近マイケル・ムーアのDVDを立て続けに見たのですけれども、DVDの中でマイケル・ムーアが茶化す場面があったのですけれども、いろんな議員さんが十戒を各学校に掲げる運動というのを始めているというのがあったのです。それこそ、汝父母を敬えとか、人殺すなかれとか、そういう当たり前の十戒なのですけれども、それを各教室に掲げるという運動を始めているのですけれども、それでマイケル

・ムーアはその中で何をしたかというところ、国会議員の上院議員の人に、では八条はなんですかとか九条は何ですか聞くと、みんな答えられないんですね。それを見て私はおもしろいなと思ったのは、結局法律に書いてあることというよりは、私は「十戒」という映画を見たときに思ったのですけれども、十戒がバリバリッと雷とともに石に刻まれたときに、主人公は「これで自由が守られる」と言ったのです。そういったルールがあって初めて自由が守られるという、ここに一番十戒の大切な意味があるのだと私は理解したのです。その一つひとつの言葉というよりは、ルールがあって初めて自由が守られるという、それが十戒の意味なのだろう。そのルールは、その時代によっていろいろ変化することもあるし、変わらないものもあると思うのですけれども。だから十戒の字そのものを掲げるというばかげた話ではなくて、ルールがあって自由が守られる、つまり自由は何でも自由なのではないよということが十戒の意味なのに、ただ書いた十戒の額縁を張らせようとしている議員さんたちというのは、やはりこれは茶化していいなと、マイケル・ムーアの映画を見ながら思いました。

法教育というの、やはり目指すところは自分たちで自由を守るために、人の権利も守るためにルールをつくっていくことというのが大事であって、昔のルールと今のルールと微妙にちょっとずつ変わってきて当然なことなわけで、その辺のところをやはり法教育の先進国のアメリカもまだきっちり理解している人はそんなに多くないのではないだろうかという気がしました。

それと、この研究会を通じて、私は家に帰ると仕事で起きたこととか、こういった研究会のことを、分かりもしないかもしれないけれども、まず子どもにいろいろ言っているのです。そしたら、昨日うちの子どもが受験だったのですけれども、大学受験で論文を書くというのがありまして、その論文のテーマが「日本人は地球市民となり得ているか」というものだったらしいのです。そしたら、答えとして論文を書いたのは、「地球市民ではない。そもそも日本の市民にもなっていない。それは投票率は低過ぎるし、自分たちで国を変えていこうとか、積極的にかかわっていく気持ちが少ない」、そういうことを書いたというのを聞きまして、この研究会の成果を自分の子どもに伝えていたわけですからけれども、成果が出たなと思っています。本当に勉強させていただいてありがとうございました。

土井座長 ありがとうございました。

それでは唐津委員，お願いします。

唐津委員 私は企業の担当者として，この種の研究会というのは過去に何回か，ほかの省庁ですけれども，参加したことがあるのですが，そのときの研究会というのは，やはり立法化のための方向性などを決めるような研究会ですけれども，大体企業サイドのニーズ，それから学者としての客観性，政府としての持っていき方，そういうそれぞれが皆さんベクトルを持っている中で，利害対立がある中でのこの辺までだったら妥協できるな，ここは死守しなければいけない，そういう緊張感を持った会議の場だったと思うのですけれども，正直言いまして本研究会は，そういう利害対立というのがあまり感じられないメンバーでの研究会だったのではないかな。そういう意味では，非常に気軽に毎回毎回臨ませていただいたと思っています。それがゆえにどこまで貢献できたかというのは分からないところなのですけれども。

あと一つは，教育の問題というのは，単に企業の一構成員としての問題意識じゃなくて，家に帰ってこういうことをやっているぞという話をすると，家庭にいる妻であるとか，あるいは子どもなども非常に関心を持って聞いてくれますし，たまたま子どもが去年中3，今年高1という時期で，地元の学校とのかかわりもあったものですから，こういうことをやっているのだということで地元の学校の先生にも非常に関心を持ってもらいまして，私は茨城県に住んでいるものですから，後藤先生などのビデオなどもいただいて，その地域の教育委員会などで披露したことがあるのですが，そういう意味ではこの研究会があったがゆえに，たまたま地域活動にも貢献したし，あるいは家庭内での会話にも非常にいい影響を与えたという，思わぬ派生的な効果があるいい研究会だったと思っています。

皆さんおっしゃっていますように，この研究会のアウトプット，私は，最初に始まったときに，どういうアウトプットになるのかというのは非常に不安だったわけですが，座長の手腕によってこういう非常にいい形で結果が出ているわけですが，これはもう結果として一つの風穴をあけたにすぎない話であって，まさにこれをベースにこれから学校教育の現場で，これをどんどん浸透させていかなければいけない，あるいは改善していかなければいけない。教材にしても，これは中学校を対象にしている教材ですけれども，法教育という観点から見ると，必ずしも中学校だけではなくて，幼児教育から高校まで含めて，更に社会人も含めてですけれども，そうい

う人間の発展段階に応じた教育というのをやっていかないと、なかなか実効的なものにならないのではないかなという気がしますので、これからの現場でのこれの浸透に期待するところ大であります。以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、絹川委員。

絹川委員 私の意見としては、教材例が四つも、教員の先生方の非常な努力によっていいものができたのではないかなと思っております。先ほど大杉委員の方からも指摘がありました。その指導計画がしっかり書かれていて、どの教員でも活用できるものだとお話をあったのですが、実際にそれこそ日本全国の教員の方々にこういうのを使っていたら、どんどん足りない部分とかを見直していただきたいと思ったり、まだまだ実際にこれを使ってみないと、本当にこれが使えるものなのかどうかというコンセンサスがないのだと思うのです。こんなのできるのだろうかと思分不安に思われている教員の先生方も多いと思っておりますので、是非その迷いをまずは振り捨ててやってみて、足りない部分とかどんどん出していただきたいと思っております。そういった折には、また私も裁判官の立場でございますので、いろいろ協力できるところもあると思っております。特に地方とかに行った場合に、それぞれ教育委員会のところで協力するというのを裁判所の方でも考えておりますので、そういったところで協力させていただければと思っております。本当にこの教材例につきましては、この短い期間によく練られたものができ、しかも模擬授業でも実践例としてしっかりと成功例を残したという意味で、非常に有意義であったのではないかなと思っております。以上です。

土井座長 ありがとうございました。

それでは鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 もう本当に大きな一歩が踏み出されるのだなと思っております。座長には優れた指導力を発揮していただいて、このようなものをまとめていただきましてありがとうございます。逆に弁護士会の方は、すごい課題をまた背負ったことになるのかなと、課題がまだまだあるような気がしております。こういうことをやれ、やった方が

いいだろうと言われていることをきちんとやっていくことが大事なだろうと思っています。

特に現場の先生方と教材づくりの関係でかかわらせていただいた中でつくづく感じたのは、これまで法律実務家、弁護士がやってこなかった部分でありますけれども、きちんと市民の方たち、国民の方たちに、法というものがどういうものかというのを我々の方からもメッセージを送ってこなかった、分かりやすい言葉で伝えてこなかった部分が大いなる障壁になっていたような気がします。これについては、裁判員という課題もあるわけですが、我々も分かりやすい言葉で理解していただく、考えていただくということを学校だけではなくて広くやっていかなければいけないだろうというふうに思っております。

それから、唐津委員の方で緊張感というような話がちょっと出ていますが、実は弁護士会からも、ここの研究会に出ていくときに執行部の人たちからは、おまえはいいな、和んでやれるから、ほかの連中は大体けんかで行くのだけれどもと言われておりまして、今日も出てくるときも行ってきますと言ったら楽しそうだねと冷やかされました。

あともう一つ、江口委員それから丸山部付と一緒に北欧に行かせていただいたのも、私にとっても貴重なことだったと思っております。ヨーロッパでどういうことをやっているかというのは常に関心があったのですが、民主主義、歴史とそれぞれ中核になるものは違いましたけれども、当たり前にな法教育的なことをやっているということを目の当たりにして、やはり我が国でもいろんな形でこの教育を進めていく必要があるだろうと思っております。本当にありがとうございました。

土井座長 それでは、高橋委員お願いします。

高橋委員 1年ちょっと前に初めてこの場に出まして、私自身も法教育というものが定義付けできなくて、活字ではいろんな方が書いていますけれども、やっと1年たってだんだんと体にしみてきて分かってきたかなというところでもあります。私は法律実務家の一員である司法書士の代表として出させていただきますので、司法書士はかなりの仲間が全国で消費者教育を中心にやってきていましたけれども、今までは学校側の求めもあって、対症療法的な消費者教育中心でしたけれども、本当に子どもたちのため

になるのであれば，学校の先生たちと連携をとって主体的に考える，いわゆる法教育の視点を入れた消費者教育，法教育のエキスを入れた消費者教育，私法分野の教育というのが必要ではないのかなということに非常に感じました。それは是非とも，これから伝えたいと思っています。

先生方のヒアリングの中でも，非常に学校現場が忙しい，何かまた新しいものを押しつけるのではないかというような雰囲気を感じたこともあったのですけれども，ただ，この報告書の中のいいことは，押しつけではなくて一つのきっかけだというような形で締めてありますので，是非ともそういった考え方で現場の先生たちにもとらえていただいて，この法教育の考え方というのはいろんな教科にとらわれないで，もしかしたら子どもたちを育てる本当に基本的なことを教える中身ではないのかなと，非常に最近感じているところであります。ですから，我々司法書士もかなり全国的にやっている，現場に行っていますので，現場でそういったことも問いかけながら，学校の先生たちと連携をとりながら，この法教育の普及に是非とも力を尽したいと思っています。研究会は終わりますけれども，これからがスタートだなということで，改めて緊張感をもっていきたいと思っています。本当にありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございます。

では，館委員。

館委員 今，学校は忙しくて，かつまた様々な何々教育というのがいろんな形で迫ってくるということを高橋委員の方からお話があったのですけれども，確かにそうなのですね。消費者教育だとかエネルギー教育，環境教育，国際理解教育，年金教育等，たくさんものが入ってきます。ただ私，今回のこの法教育の研究会で一緒に学ばせてもらいまして，法教育はやはり別なものだなということをつくづく思っています。私は社会科ですので，社会科から言わせてもらえば，法教育は社会科の核となる教育なのだろうなということ強く思っていますし，それから学校教育全体で言うならば，教育の本当にベースになるものなのではないかなと思っています。それは例えば司法制度改革審議会の意見書で，こんな言葉を土井先生が最初のころ引用してくださったのですけれども，それにまず私は驚いたのです。その言葉を今読ませてもらいますと，「ただ一人の声であっても，真摯に語られる正義の言葉には真剣に耳が傾けられなけ

ればならず、そのことは我々国民一人一人にとってかけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りにかかわる問題であるという、憲法の最も基礎的な原理である個人の尊重原理に直接連なるものである」というような形で、司法のことを語られる文章があったわけです。ああ、考えてみればこういうのを我々教師が教育の場において生徒一人ひとりに対して考えていかなければいけないことなのだなとすぐく思っていましたし、それから実際に様々な教材をつくる中でも、基本となるのは、人と人が集まって一つの社会をつくっていく。そのときに、自由で公正な社会をいかにしてつくっていくのかということを考える。あ、これももしかすると社会科の中心でもあるし、教育全体が考えていかなければいけない内容なのじゃないかなということ非常に強く感じました。この報告書にも載っているのですけれども、社会科の教育の場だけではなくて、道徳だとか特別活動だとか選択だとか、それから総合学習の場で行われなければいけないというふうに言っているわけですが、言うならばこれは学校教育のほとんどすべての分野ということでありまして、本当にそのあたり今後大事にしていかなければいけないのだなということをつくづく感じました。

それから二つ目は、分かりやすい言葉で憲法なら憲法を語っていくというようなことが、今回必要なのだなということをつくづく感じました。これも土井座長からの御指導なのですけれども、憲法というものをみんなで決めるべきことと、みんなで決めてはならないことという、非常に誰でも分かるような言葉で語る事ができてしまうという、それはもう大変な驚きでしたし、これでしたら小学校から中学校、高校、どの段階でだって分かるわけで、その際に、考えるべき学習内容を各段階に合わせていくことで、発展的なものが十分に可能になってくるなと思います。

正確な言葉になっているかどうか分かりませんが、自由権一つとっても、自由権というのは自分が自分らしく生きるということだし、平等権というのは、私が自分らしく生きたいように、あなたも同じように自分らしく生きたいということをお互いに認め合っていくことなのだと思います。何というすばらしい言葉で、自由権、平等権を語るのかなと思いました。こうなってくると社会科の権利の学習が、生徒にとっても本当に身になるというか、自分のこれからの生き方にもつながるようなものになっていくと強く感じました。

そして最後に、法教育の普及に関することなのですからけれども、一般的に普及の一つの方法としてこのような報告書というものが出ているわけですが、こういった教育の

普及には、人から人へ伝えていくことが非常に大切であると思っています。そうでないと本当の普及にはならないのではないかと強く思います。といいますのは、先ほど言ったような何々教育のパンフレットというのは、社会科の教員のところへどんどんどんどん来るわけですし、そうすると意外とそのままになってしまうようなケースがあるのです。ですから、いろんな法教育に関するシンポジウムなどの機会や、様々な研修会等において、やはり人から人へ情熱と知識をもって伝えていくことが、意外とじわじわじわじわと広がっていくことになるのではないかと考えています。本当にいろんな場面で毎回勉強させてもらいました。大変ありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございます。

では、永野委員お願いできますでしょうか。

永野委員 1年間を振り返ってですが、本当に黄金のような時間を過ごさせていただきましてありがとうございました。普及についても含めてなのですが、実は萩原委員の言った「おねだり市民」という言葉が非常に私の中では引っかかっておりまして、私たちは市民社会に生きているのでありながら、しかもたくさんの時間を使って日本史も世界史も現代史も歴史の中で市民社会についてたくさん学んでいるにもかかわらず、なぜ大人になっておねだり市民であって、多分言葉を置きかえると住民という言い方になると思うのですが、能動的に法を扱うとか自分たちでルールづくりをするということにならないのかということを見ると、江口委員の言ったように基本的なベシックの部分で教わってきてないとか、考えることをしてきてないのではないかと考えて、1年間を通じて考えるようになりました。

マンションの中でも困った事例というのがあったときに、行政が何々してくれないということをする大人は大変多くて、ルールづくり等の学習を経験した人とそうでない人には大変な差があるということと、おねだり市民が住民で終わっていないで市民となっていくためにも、社会人を視野に入れた法教育というのが、より大切になってくるなということ、後半になるに従って感じるようになりました。今の中学校3年生が5年後には裁判員制度に因應べく、たくさんの教材から多面的に学んでいくという、そういう開発をしたわけですが、この教材を大杉委員のおっしゃったダイヤモンドの形に学べた生徒は非常に人生の宝と言えるでしょうし、おねだり市民ではなく

なると思うのですが、実際に既に大人になってしまった、私も含めて、先生も含めてですが、親ですとか大人にも、同じように、このような学習が保障されるべきではないかなということ、より強く思うようになっていきます。

最後に普及についてですが、中学生を対象に教材を開発はしましたけれども、例えば区レベルの催し物ですとか、地域社会でも同じ教材であっても多少展開を変えてインターネットに掲載するというようなお話も伺ってありましたので、リナックスのように修正加筆されながら展開されていくのが、より望ましい形なのではないかなと思うようになりました。1年間どうもありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは次に、西山委員お願いいたします。

西山委員 この法教育の研究会で、私なりにもずっと一貫して非常に重要な問題だと思っていたのが、法律実務家と教員との連携の在り方というところでありまして、実はこれは法務省が司法教育の充実ということを課題として与えられたときから、一番重い課題であるというふうに私も思っていましたけれども、1年を通じてのこの研究会の議論の在り方、それから、それがこういう形で今回の報告書の案という形で取りまとめられ、あるいは教材作成グループにおいて法律家と教員が協力してこのようなすばらしい教材が一つの例として載せられたということは、非常に大きな成果で、私としても、法律実務家と教員というのは連携が可能であるのだという実践の一つを見せたという意味での成果を出せたというふうに感じております。

もちろん、今後、現場により密着した形での法律実務家と教員との連携の在り方というのが大事になっていくということで、そういう意味では、まさにこれから現場での実践だということ、これからの課題ということでもあるのでしようけれども、そのあたりの連携の一つの見通しを示したという点で、非常によかったなというふうに思っております。ありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、橋本委員。

橋本委員 率直な感想ですが、これからが大変だなという気がしています。とりあえずこの1年間かけて、中学校の具体的な指導事例ができたわけですが、これについて、一步も二歩も前進だと思うのですが、学校段階というのは、先ほど唐津委員も御指摘されたのですが、小学校と高校、幼稚園、大学、特に小中高ということがよく言われていて、小中高一貫した、それを見通したカリキュラムというか、法教育カリキュラムというのをこれから考えていかないといけない。そのカリキュラムの全体像を踏まえた上で小学校の事例をどうするのか、そして高校の指導事例をどう考えていくのかということを考えていかないといけないということで、これからも考えることがたくさんありますし、特にそういう小中高一貫した法教育カリキュラムというのはどうあるべきかというところは、まだ研究レベルでも進んでない部分でもありますので、これから学会レベルでも一層研究を進めていかないといけないなというような気がしております。

もう一つ、今回先ほど西山委員からも御指摘があったのですが、今回の教材づくりでは、弁護士の先生方、最高裁の方、法律専門家との協力というものを踏まえて、ようやくいい教材ができ上がったという経過がありますので、これからは法曹界とのコラボレーションというものが大事になってくる。特に教材づくりで大事になってくると考えております。以上です。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、山根委員。

山根委員 ありがとうございます。あまりお役に立てたとも思えないので申し訳なかったのですが、私自身は本当にすばらしい時間をいただいて感謝しております。とても楽しかったというふうに言いますと、すごく御苦労されて教材をつくったりまとめをされた皆さんには大変申し訳ないような気がしますけれども、参加できたことを本当に有り難いと思えました。

今、感じていることは、大人が白けていてはだめだよなということをしごく思うのですね。たくさん模擬授業も見せていただいたのですが、子どもたちはとても楽しそうだったと思います。私も自分の子どもにこういう授業を是非受けてほしいなと思えました。せっかく子どもがそうやって社会の仕組みとかいろいろなることに興味を

持って、何かかかわっていこうかなというふうに思っても、大人が白けていて、例えばどうせ選挙に行ったって自分の一票なんて大したことないとか、どこかで偉い人が都合よく決めているのだよみたいなふうで子どもに当たると、意欲を持つ子どもがかわいそうだなと思いました。

ただ、そういう部分でいろんな達成感とかがあまり持ててない大人の意識を変えていくというのは大変難しいことだというふうに思いまして、私はこういった法教育を受けていくこれからの子どもたちの未来にかけたいなと思います。うまくこの制度が広がって、子どもから大人がハッパをかけられるぐらいになったらいいのではないかと。子どものチャレンジ精神に大人がびっくりするぐらいになったらいいなと思っています。

これから始まると思うのですけれども、この1年後、2年後、この教材や報告書がどういうふうにかかされて、どういうふうに広がっているのだろうというのをやはりすごく興味があって知りたいと思いますので、できれば新聞とかテレビとか、そういう特にこちらが知ろうとしなくても、いろんなところからそういう報告が聞けると有り難いのですけれども、そうでなければいろいろ、今どういうふうに進展しているかということはお知らせいただければうれしいなと思います。ありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に私の方から、この報告書を作成した際の個人的な思いとか、議論を各委員とさせていただいた感想等についてお話しさせていただきたいと思います。

この報告書、表題、特に副題の方にも書かれていますように、「自由かつ公正な社会の担い手の育成」ということを掲げております。多様な人々が生活をしていく中で、それが互いに尊重しながら共生していくためにはルールが必要なのだ。権利の保障を通じて、あるいは各人の責任を明確にすることを通じて、人々の生活を支えるものとして法はあるのだから、その法を定める過程あるいはそれを実施していく過程に一人ひとりが参画する必要があるのだということを基調にしております。これは何も目新しいことではありませんで、日本国憲法はそもそもそれを目指していたわけです。日本国憲法はもう60年近くなりますけれども、それをもう一度読み直し、それを平易な言葉で語ってその重要性を認識してもらうという側面を持っております。その意

味では、確かに法教育という名称にしますと何とか教育のうちの一つだということになるわけですが、基本的なベースは、この国の在り方について国民一人ひとりが責任を持つのだということを前提にした上で、その国民一人ひとりの在り方を支えるルールとしての法というものをしっかり背負っていこうということだろうと思います。その意味では、これは非常に大きな課題になるのではないかと思います。

これは、学校教育について論じる、あるいはその社会科教育について論じるというだけではなくて、これを実施していくということは子どもたちが我々社会について、この社会の在り方を問いかけるという際の一つの基準を提供していくことだと思えます。これをやれば、当然、我々の在り方が問われるという内容を持つものだと思っております。その意味で、非常に重要な内容について、委員の皆さんには御審議をいただき、御意見をいただいたものだと思っております。

それをまとめていく上において一つ注意した点は、その表現の仕方、今、申し上げたような問題設定をしたこともありまして、どちらかという権利ですとか自由というものを中心にした表現ぶりになっております。ただこれは、権利だけを主張させて、義務だとか責任だとかというものを軽視するというものではありません。これは会議の中でも私が申し上げましたけれども、権利と義務というのはやはり表裏一体なのです。例として挙げましたように、人を殺してはならない義務というのは、人に生きる権利があることを承認するという前提のもとに説明し得るわけです。そのどちらから説明をするか、どちらに基調を置いて説明をするか。確かに権利、権利と言いますと、本来権利は正当な主張なのですけれども、それを主張させる上においては利己的な自己主張というのが横行する危険があるのではないかという懸念がございます。これはそのとおりだと思います。しかし、義務を基調にしても、今度はいわれのない義務を一方的に押しつけられる危険というものがあるわけで、両方にやはりリスクがあるのです。そのリスクがある際に、どちらを基調に置くか。表裏一体のものなのだけれども、どちらを基調に置きながらものを考えるかという点を考えなければなりません。これはある本に載っていたのですけれども、「コップに水が半分しかない」と言うか、「コップに水が半分もある」と言うか。コップに半分の水という客観的事実にどのようにかわるか。その意味で、「コップに水が半分しかない」というのは非常に消極的な表現なのです。それに対して「水が半分もある」という表現は、そこに積極さ、前向きさがある。

それは権利と義務も同じでして、例えば我々は教育について考えてきましたけれども、その際に学ぶ権利というものから基調にして話を始めるか、学ぶ義務ということから基調にして話を始めるか、これはイメージが違うのですね。学ぶ権利というのを子どもたちが主張し、それを反映させるために教育を行うのだということから基調にすれば、それは学ぶことには意味があるのだ、あるいは学ぶことはおもしろいことなのだという理解を子どもたちが持った上で、学ぶということを考え、それに応えていこうというニュアンスが出るのに対して、学ぶ義務みたいな方から入りますと、どうしても学ぶというのは嫌なことなのだ、あるいは仕方がないからやらなければいけないものなのだというようなニュアンスがどうしても出てきてしまう。

私自身は、どちらかといいますと、教育というものは非常に大変ではありますがけれども、大変な中にあっても前向きであり続けなければいけないものだというふうに思っています。それは権利の主張の問題もそうですし、いろんな意見が言われる中であって、そしてそれを解決するのが非常に難しい状況にあって、なおそこで前向きな姿勢をとり続けるということは大変なことなのです。だからその教育というのは学校だけではなくて、コミュニティあるいは全体を通じて支援していかないといけないものだと思うのです。教育というものから、新しい世代を育てるという過程から前向きさがなくなれば、社会全体から前向きさがなくなってしまう。だから、それは大変であっても、やはり前向きな姿勢というのは崩すべきではないし、それを例えば法教育の場であらわすとすれば、それは権利と義務というのは表裏一体なものだけれども、まず権利というものを教えて、それには責任を伴うのだし、自分の権利は他人の権利を尊重するという上にしか成立しないのだということを教えていくことが、本当の意味での義務あるいはそれぞれの責任というのを考えさせる上でも重要ではないかなと思っています。

その意味では、どうしても法といいますと縛るとか、あるいはやってはいけないことを教えるのだみたいなイメージが今まであったのですが、決してそうではないという意味において、今、提案したような法教育が浸透していってくればいいのではないかと考えています。

この会議の場におきましても、非常に多様な分野の委員の方々と議論ができました。また、この会議に限らず模擬授業などいろんな場で率直な意見を伺えたというのは、大変有り難いことだと思います。各分野それぞれ抱えている問題もありますし課題も

ある。それにどういうふうに取り組もうかということ率直に議論して、この報告書をまとめられたというのは、大変幸いだったと思います。この報告書をまとめるに当たりましては、各委員あるいは教材作成部会の先生方、あるいは事務局の方で大変な御尽力をいただいたわけですが、この報告書をまとめる上においても、やはり重要だと思うのは、ここで皆さん方からおっしゃっていただいた、各委員からおっしゃっていただいたこと、あるいは教材作成の場において各先生方から指摘していただいたこと、また更に授業に参加してもらった子どもたちの一言によって、この報告書の内容あるいは教材の内容というのが決まっていっているのです。

その意味では、先ほど館委員の方からもおっしゃっていただきましたけれども、一人ひとりが真剣になってそれなりの発言をしていけば、汲み取っていくべきであるし、それは一つの成果としてまとまっていくのだということを示すということが非常に重要だと私は思います。民主主義というのはそういうものです。山根委員もおっしゃったように、あきらめてはいけないのだと思います。白けてはいけない。その意味では、橋本委員も御指摘のあったように、今後これを実施していく上において、あるいはこれを更に小学校、高校等に拡大して、その一貫したスタイルをつくっていくという意味においては大変なことがあるかと思いますが、しかし大変なことと大切なことは表裏一体だと思います。大切なことで簡単なことってほとんどないのですね。大切なことを実現するというのは大変なことだし、その大変なことを実現していく上にも、先ほど申し上げた前向きな姿勢、あるいはあきらめないことというのは、民主主義社会あるいは市民社会をつくっていく上においても非常に重要なことだというふうに思っています。その意味では、法教育の内容としても、あるいは今後法教育を広めていく上においても、そういった姿勢というのが維持できればと思っております。

1年間、各委員あるいは教材作成の先生方や事務局に大変お世話になりました。どうもありがとうございました。私の方からは以上でございます。

それでは最後に、事務局の方から一言いかがでしょうか。

大場参事官 委員の皆様方、1年にわたりまして御尽力いただきまして、また御協力いただきまして、ありがとうございました。事務局としても、不行き届きの点が多々ございましたけれども、どうか御容赦ください。特に本報告書だとか教材の作成に当たりましては、委員の皆様方からの御協力なしにはここまで至らなかったのではないかと

と思っております、皆様の御協力に大変感謝しているところでございます。

今、皆様方からいただいた御意見、総じて積極的に評価していただいたなということと、あと何よりもこれからが非常に大事であるということを強く実感いたしましたので、また法務省としても関係の方々との協力しながら、この法教育の普及というのに努めていかなければならないと感じているところでございます。

本日は最終回でございますので、事務局を代表いたしまして、後に法務省の大臣官房司法法制部長の寺田逸郎の方からごあいさつさせていただきたいと思っております。また、南野知恵子法務大臣からもごあいさつをさせていただきたいと思っております。大臣が入られるまで若干休憩をさせていただきたいと思っております。今は5時10分ですが、20分まで若干休憩をいただきまして、20分には皆さんまた御着席いただければと思っております。

午後5時10分 休憩

午後5時20分 再開

大場参事官 それでは、まず事務局を代表いたしまして、法務省大臣官房司法法制部長の寺田逸郎からごあいさつさせていただきます。

寺田部長 委員の皆様方に一言だけ、御礼を兼ねて御報告申し上げます。

このプロジェクトが始まりましたときは、司法制度改革の全体の中で残された非常に重要なテーマであるにもかかわらず、あまり我々にとっての道しるべがない状況で、しかし世の中のニーズというのは確実に存在するということで、それぞれ民間なり役所の方でも一部いろんな努力をしてきていたわけでございますけれども、それを総合的に体系立って整理するという非常にいい機会だったわけでございます。そういう非常に困難な、しかし意義のある仕事でございましたけれども、委員の皆様は大変それぞれに献身的にやっってくださいまして、私どもといたしましても本当に事務局を代表して深くお礼を申し上げます。

また、この問題はその都度、司法制度改革の推進本部においてもいろいろな形で報告がされておまして、殊に先だつて行われました顧問会議の中でも、この法教育の問題を非常に重要なテーマとして先生方、顧問の皆さんが認識されておられて、法務

省の、この会議を中心として大分世の中でその重要性というものの認識が深まってきたことをお喜びになられ、かつ今後具体的にいろいろ進めていくのについて大変な期待を持っておられるわけでございます。そういう意味で、今回おまとめいただきましたことを一つの大きな基礎にいたしまして、また司法制度改革推進本部あるいはその推進本部が終わりました後の後継機関を中心に、私どももともに協力して実施してまいりたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

大場参事官　続きまして、南野法務大臣からごあいさつがございます。南野大臣、よろしく願いいたします。

南野法務大臣　法務大臣の南野知恵子でございます。よろしく願いいたします。法教育研究会の最終回に当たりまして、私から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

法教育研究会におかれましては、昨年の9月に第1回会議を開催されてから今日までの約1年間に、実に16回の会議を重ねられ、充実した報告書と具体的な教材をおまとめになっていただいております。皆様方の御尽力に心より御礼申し上げます。

この報告書と教材につきましては、近く御提出いただけるとのことで、大いに期待しているところでございますが、今も最初の目次なども見せていただきました。立派な項目があり、私といたしましては紳士淑女の出発点になるのではないかと、そういう教育に値するのではないかと考えております。

私は、初めて「法教育」と聞かされましたとき、正直申し上げましてそれが一体どのような教育なのかというのはすぐにイメージが湧きませんでした。しかし、法教育では子どもたちが日常生活に身近な題材を使って、ルールをつくったり、紛争を解決するという体験的な活動を通じ、日常生活と法との結びつきを自然と理解し、また主体的にルールづくりや紛争解決にかかわる気持ちが身に付くものであるということが分かりました。私が参議院議員として取り組んでまいりました課題の一つに、21世紀を担う子どもたちの健全育成がございますが、こうした法教育の内容を知るにつれ、まさに今の日本に必要な教育であるとの思いを強くしたところであります。

法教育研究会でおまとめになっている教材につきましても、現段階のものを拝見しましたが、なるほどこういう授業であれば、21世紀を担う子どもたちが法や司法を身近に感じることができるだろう。私も子どものときに、こんな授業を受けてみたか

ったというような感じすらございます。

法務省では、これまで司法制度改革推進本部とともに、司法制度改革を推し進めてきましたが、これからも法の支配による自由で公正な社会の実現に取り組まなければなりません。それには、国民の皆さん一人ひとりが、法や司法を使って物事を解決するという気持ちを持っていただくこと、司法制度を支えるのは自分たちなのだという気持ちを持っていただくことが大切なことだと思います。

司法制度改革で様々な法律が成立いたしましたでしたが、例えば日本司法支援センターにいたしましても、裁判員制度にいたしましても、制度を支え、形に魂を込めていくというのは国民の皆さんにほかなりません。

一人でも多くの国民の皆さんにこうした気持ちを持っていただくに当たり、法教育は非常に重要な役割を果たすことになると思います。これから法教育がますます進展し、普及していきますことを願ってやみません。

今ここに御列席の委員の皆様、関係者の皆様は、まさに法教育のパイオニアであろうかと思っております。皆様方のこれまでの多大な御努力に深く感謝申し上げますとともに、今後も法教育の発展のために御尽力いただきますようお願いし、私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

大場参事官 ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、南野法務大臣はここで退出させていただきます。

〔法務大臣退席〕

大場参事官 ありがとうございました。若干時間があるようでございますが。

鈴木委員 最終的にまとめられたものはどんな形式になるのでしょうか。弁護士会でも配ったりしたいと思ったりするのですけれども。

大場参事官 会議の中でもありましたように、まだ細部のところについての調整があり、近日中に、研究会の方から法務省に提出されて最終的な形になるということです。も

ちろんこの形でホームページへの掲載や製本ということになると思います。

鈴木委員 製本されたものをいただける，それをあとは活用すればいいということになる。

大場参事官 そうですね。

鈴木委員 はい，分かりました。

大場参事官 それでは，土井座長の方から閉会のごあいさつをちょうだいしたいと思います。

土井座長 第1回の会合から1年1か月という短い期間でもあり，不慣れな司会でもありましたが，委員の皆様方の熱心な取組みにより，非常に充実した検討を行うことができたのではないかと考えております。報告書の終わりにもありますように，この研究会の目的は，ひとえに法教育が広く国民の理解と支援を得て我が国に定着していくことであり，法教育についての様々な議論や実践の契機となることでもありますので，そうなりますことを祈念いたしまして本研究会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後5時30分 閉会